

治癒証明書のお願ひ

お手数ですが保育所・保育園健康管理の指導上必要なので、治癒証明をいただきますようお願い申し上げます。

治癒証明書（登園許可）

保育所長・園長・こども園長

住 所 _____

園 児 名 _____

生年月日 平成・令和 年 月 日生

上記の園児は 月 日以来()にて加療中であったが
治癒したので感染のおそれなく集団生活可能と認めます。

令和 年 月 日

医療機関 _____

医 師 名 _____ ㊞

◎登所・登園してはいけない病気(学校保健法施行規則第19条より抜粋)は
治癒証明書が必要です。

感染症(コレラ、赤痢など)以外にも他の園児に感染するおそれがあるために、学校保健法により、登園を停止される病気があります。(下記の停止期間は原則的な基準であり、症状によって異なります。)

病 名	登 園 停 止 の 期 間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日間を経過するまで。
百日ぜき	特有のせきが止まるまで。
麻疹(はしか)	解熱した後3日間を経過するまで。
急性灰白髄炎(ポリオ)	主要症状が消退するまで。
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	腫れが現れた後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
風疹(3日ばしか)	発疹がなくなるまで。
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が、かさぶたになるまで。
咽頭結膜炎(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157を含む) 流行性結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症	完全に治るまで。 ただし、専門医が適当と認める予防措置をしたとき、または症状により感染のおそれがないと認めたときはこの限りではない。

※ その他、医師が感染のおそれがあるものと判断されたものが含まれます。

※ その他の感染症については、感染症予防法などによって定められた期間、休園してください。

次については治癒証明書は不要ですが、必ず受診し医師の指示に従ってください。

◎受診結果については速やかに保育所・保育園へ連絡してください。

溶連菌感染症	ウイルス性肝炎	手足口病	伝染性紅斑	ヘルパンギーナ
マイコプラズマ肺炎	流行性嘔吐下痢症	頭シラミ	水いぼ	とびひ
RSウイルス				